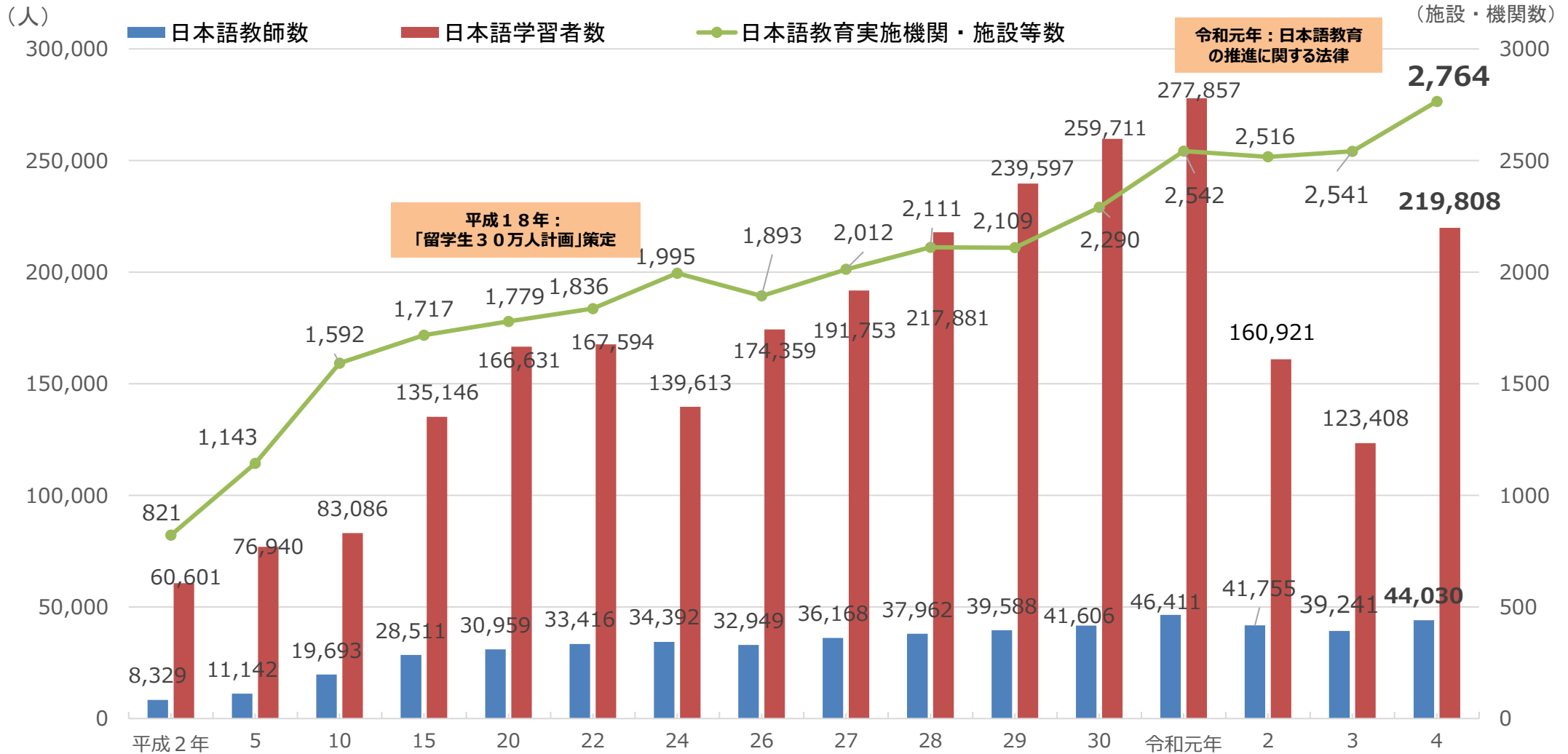




日本語教育機関の認定等について

国内の日本語学習者数／教育機関・施設数／日本語教師等の推移

- 国内の日本語学習者数は令和元年時点で約28万人となり、過去最高。
- 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策により、日本語学習者数は一時的に減少したが、令和4年度には約22万人まで増加しており、今後更なる増加が想定される。
- 日本語学習者、日本語教育実施機関数は増加傾向にあるが、（H22：16.8万→R1：27.8万）、日本語教師数は緩やかに増加（H22：3.3万→R1：4.6万人）している。



主体別日本語教育実施機関数／教師数／学習者数の内訳（令和4年度）

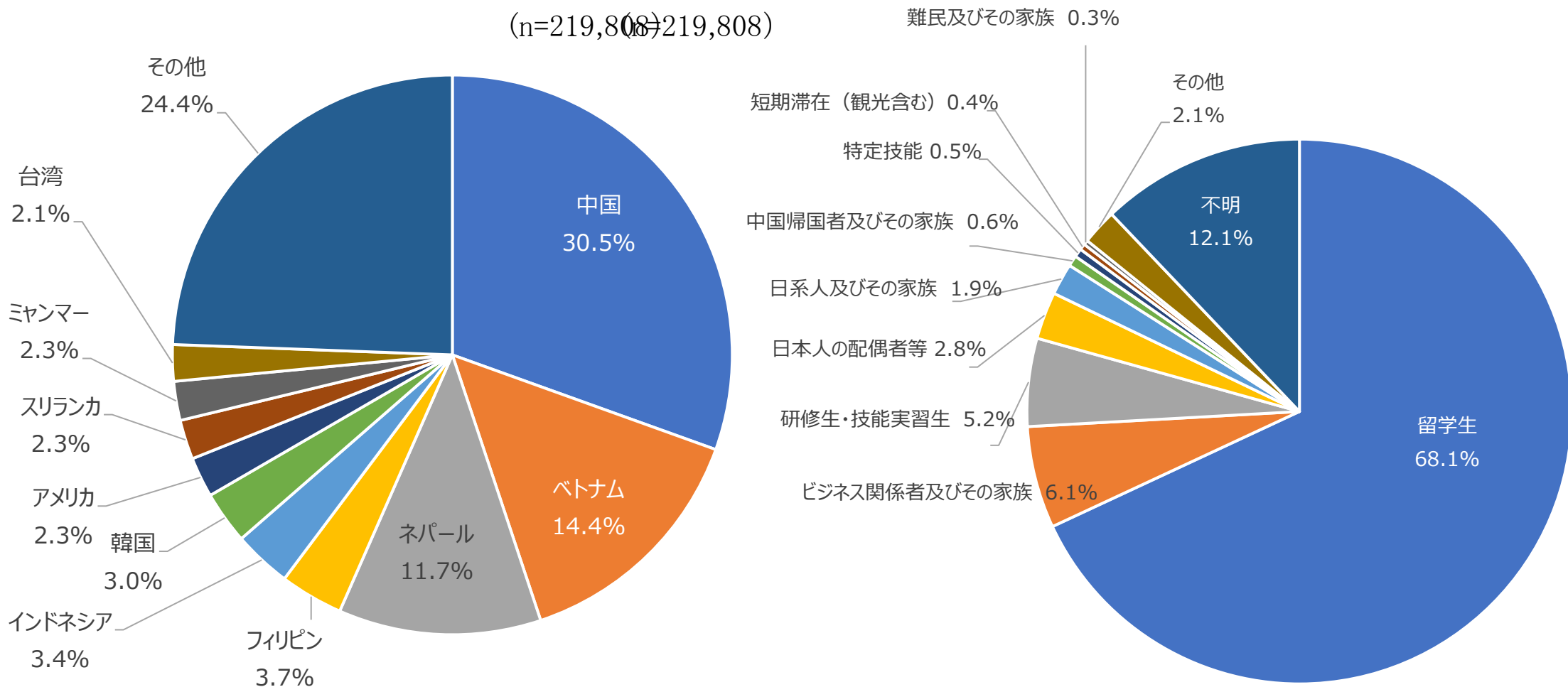
令和4年度日本語教育実態調査より抜粋。調査票を送付し、回答があった機関のみを集計しているため、全数ではないことに注意が必要。

	機関等数	教師等数	学習者数
法務省告示機関	697(25.2%)	12,702(28.8%)	95,875 (43.6%)
大学等機関	547(19.8%)	4,405(10.0%)	54,524 (24.8%)
国際交流協会	350(12.7%)	8,682(19.7%)	19,601 (8.9%)
地方公共団体	304(11.0%)	5,555(12.6%)	13,092 (6.0%)
教育委員会	218(7.9%)	2,733(6.2%)	7,510 (3.4%)
任意団体	512(18.5%)	5,867(13.3%)	12,256 (5.6%)
その他	136(4.9%)	4,086(9.3%)	16,950 (7.7%)
合計	2,764	44,030	219,808

- ・ボランティア 49.0%
- ・非常勤による者 36.1%
- ・常勤による者 14.9%

国内の日本語学習者数（国籍比率／属性）

○約8割をアジア出身者が占めている。中国とベトナム、ネパールで5割を超えている。
 ○日本語学習者は留学生が約68%、ビジネス関係者6.1%、技能実習生等5.2%。



日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の概要

趣旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

概要

1. 日本語教育機関の認定制度の創設

(1) 日本語教育機関の認定制度【第二条関係】

○ 日本語教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。

(2) 認定の効果等【第二条・第五条関係】

○ 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。

○ 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

(3) 文部科学大臣による段階的な是正措置【第十一条・第十二条関係】

○ 文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施に関し報告を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができる。

※認定基準に関する法務大臣への協議【第十五条関係】、文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力【第十六条関係】を規定。

2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

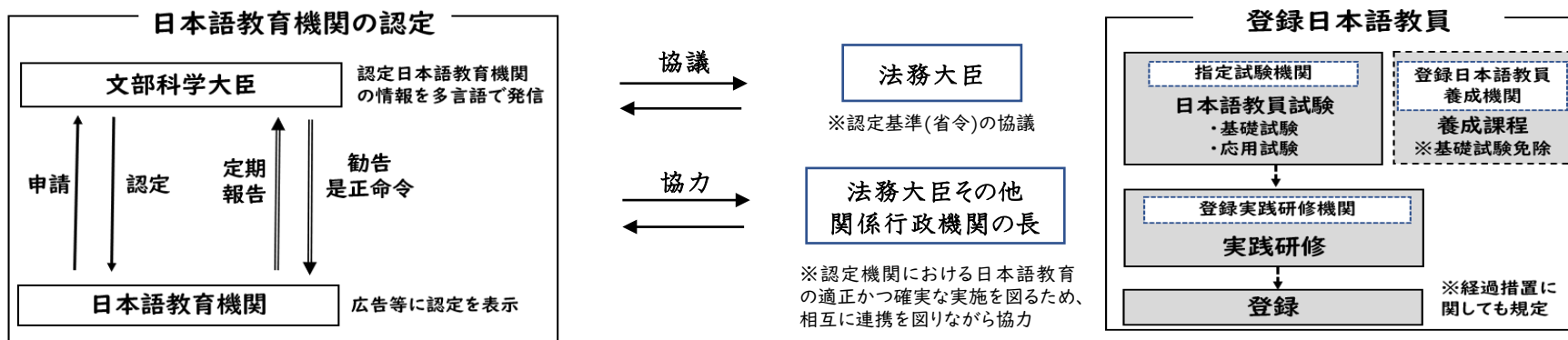
○ 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。

【第十七条関係】

○ 日本語教員試験は、「基礎試験」及び「応用試験」とで構成し、文部科学大臣が指定する「指定試験機関」が実施する。【第二十二条・第二十八条関係】

○ 文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、申請により「基礎試験」を免除する。【第二十三条関係】

系



施行期日

令和6年4月1日（認定日本語教育機関の教員の資格等については経過措置を設ける）

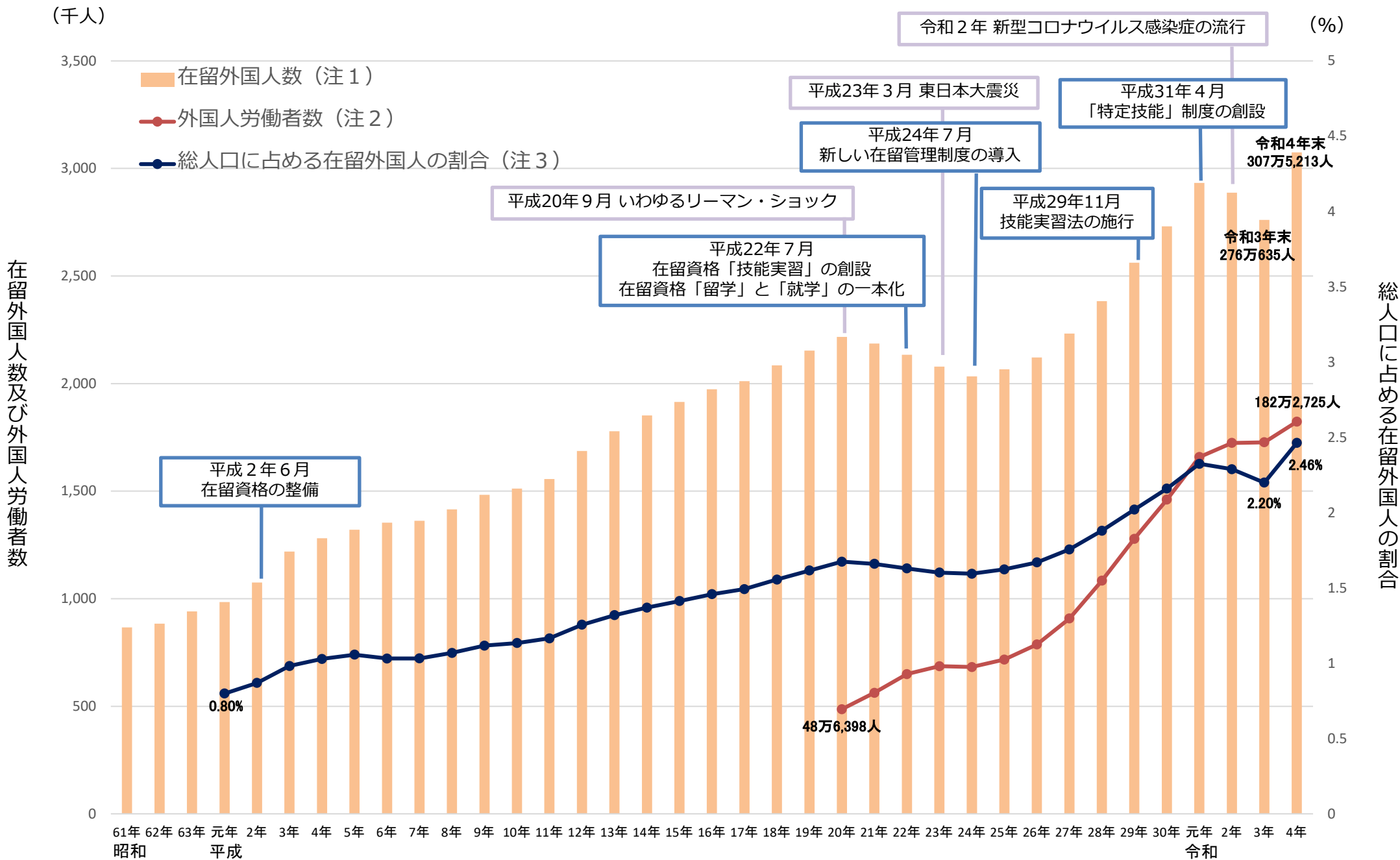
認定日本語教育機関と法務省告示機関との比較（主なもの）

	法務省告示機関(※)	認定日本語教育機関(留学)(案)	認定日本語教育機関(就労・生活)(案)
目的	在留資格「留学」を有する外国人の受入れ機関の告示	日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育	日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育
認定等の主体	国(法務大臣)	国(文部科学大臣)	国(文部科学大臣)
設置者	●国、地方公共団体 ●その他(経営に必要な経済的基盤・識見。欠格事由あり)	●国、地方公共団体 ●その他(経営するために必要な経済的基礎・を有する者等)	●国、地方公共団体 ●その他(経営するために必要な経済的基礎・を有する者等)
対象機関	専修学校、各種学校、その他教育施設	大学別科等、専修学校、各種学校、その他教育施設	大学別科等、専修学校、各種学校、その他教育施設
主な対象生徒	留学生	留学生	就労者、生活者
修業年限	1年以上(特に必要と認める場合には6か月以上)	1年以上(一定の要件を満たす場合には6か月以上)	●各課程の目的・目標等に応じて適切に定める ●更に、個々の生徒に、認定を受けた課程の修業期間の一部を履修させることができる
授業時数	年間760単位時間以上	年間760単位時間以上	B1:350時間、A2:200時間、A1:100時間 以上
教育課程	専ら日本語の教育を受ける者にとって適当と認められるもの	●B2以上目標の課程を1つ以上置く ●課程の目的・目標、生徒の日本語能力に応じ、適切な授業科目を体系的に開設すること ●授業科目は、それを担当する能力のある教員により、適切な教材を用いて教授されること ●「日本語教育課程編成のための指針」に基づく	●B1以上目標の課程を1つ以上置く ●課程の目的・目標、生徒の日本語能力に応じ、適切な授業科目を体系的に開設すること ●授業科目は、それを担当する能力のある教員により、適切な教材を用いて教授されること ●「日本語教育課程編成のための指針」に基づく ●3/4を上限にオンライン授業を実施可能
生徒数	●教員数、施設・設備等の条件に応じた適切な数(開設時は100名以内) ●同時に授業を受ける生徒数20人以下	●教員数、施設・設備等の条件に応じた適切な数(開設時は100名以内) ●同時に授業を受ける生徒数原則20人以下	●教員数、施設・設備等の条件に応じた適切な数(開設時は100名以内) ●同時に授業を受ける生徒数原則20人以下
教員資格	●大学等において日本語教育に関する教育課程を履修して卒業等した者 ●学士を取得し、かつ文化庁届出の研修を420単位時間以上受講し修了した者 ●日本語教育能力検定試験に合格した者 等	登録日本語教員(国家資格) ➢ 日本語教員試験(基礎試験・応用試験)の合格 ➢ 実践研修の修了 ※登録日本語教員養成機関が実施する養成課程の修了者は基礎試験を免除	登録日本語教員(国家資格) ➢ 日本語教員試験(基礎試験・応用試験)の合格 ➢ 実践研修の修了 ※登録日本語教員養成機関が実施する養成課程の修了者は基礎試験を免除
教員数	●生徒20人につき1人以上(最低3人) ●生徒40人につき専任1人以上(最低2人) ●主任教員を1人配置すること	●生徒20人につき1人以上(最低3人) ●生徒40人につき常勤1人以上(最低2人) ●主任教員を1人配置すること	●同時に授業を行う生徒20人につき1人以上(最低3人) ●同時に授業を行う生徒40人につき常勤1人以上(最低2人) ●主任教員を1人配置すること
校舎面積	115㎡を下回らず、かつ、同時に授業を行う生徒1人当たり2.3平方メートル以上	115㎡を下回らず、かつ、同時に授業を行う生徒1人当たり2.3平方メートル以上	115㎡を下回らず、かつ、同時に授業を行う生徒1人当たり2.3平方メートル以上
施設・設備等	●校地・校舎が自己所有又はこれに準じたものであること ●教室、教員室、事務室、図書室、保健室 等 ●教室面積：同時に授業を行う生徒1人当たり1.5㎡ ●机、椅子、黒板、視聴覚教育機器、図書 等	●校地・校舎が自己所有又はこれに準じたものであること ●教室、教員室、事務室、図書室、保健室 等 ●教室面積：同時に授業を行う生徒1人当たり1.5㎡ ●机、椅子、黒板、視聴覚教育機器、図書 等	●校地・校舎が自己所有又はこれに準じたものであること ●教室、教員室、事務室、図書室、保健室 等 ただし、図書室と保健室は条件付で不要 ●教室面積：同時に授業を行う生徒1人当たり1.5㎡ ●机、椅子、黒板、視聴覚教育機器、図書 等
自己評価	実施・公表が義務	実施・公表が義務	実施・公表が義務
第三者評価	—	●審議会による実地視察を実施 ●第三者評価が努力義務	●審議会による実地視察を実施 ●第三者評価が努力義務
その他	—	毎年教育の実施状況について定期報告	毎年教育の実施状況について定期報告

(※)出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄第6号の規定に基づき告示をもって定める日本語教育機関

参考

在留外国人数及び外国人労働者数の推移



(注1) 平成23(2011)年までは法務省入国管理局(当時)「(旧)登録外国人統計」(12月末現在)に、平成24(2012)年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」(12月末現在)に基づく。
 (注2) 厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」(各年10月末現在の統計)に基づく(外国人雇用状況の届出制度は、平成19(2007)年10月1日から開始されているため、平成20(2008)年以降の推移を示している。)
 (注3) 総人口は、総務省「人口推計」(各年10月1日現在の統計)に基づく。

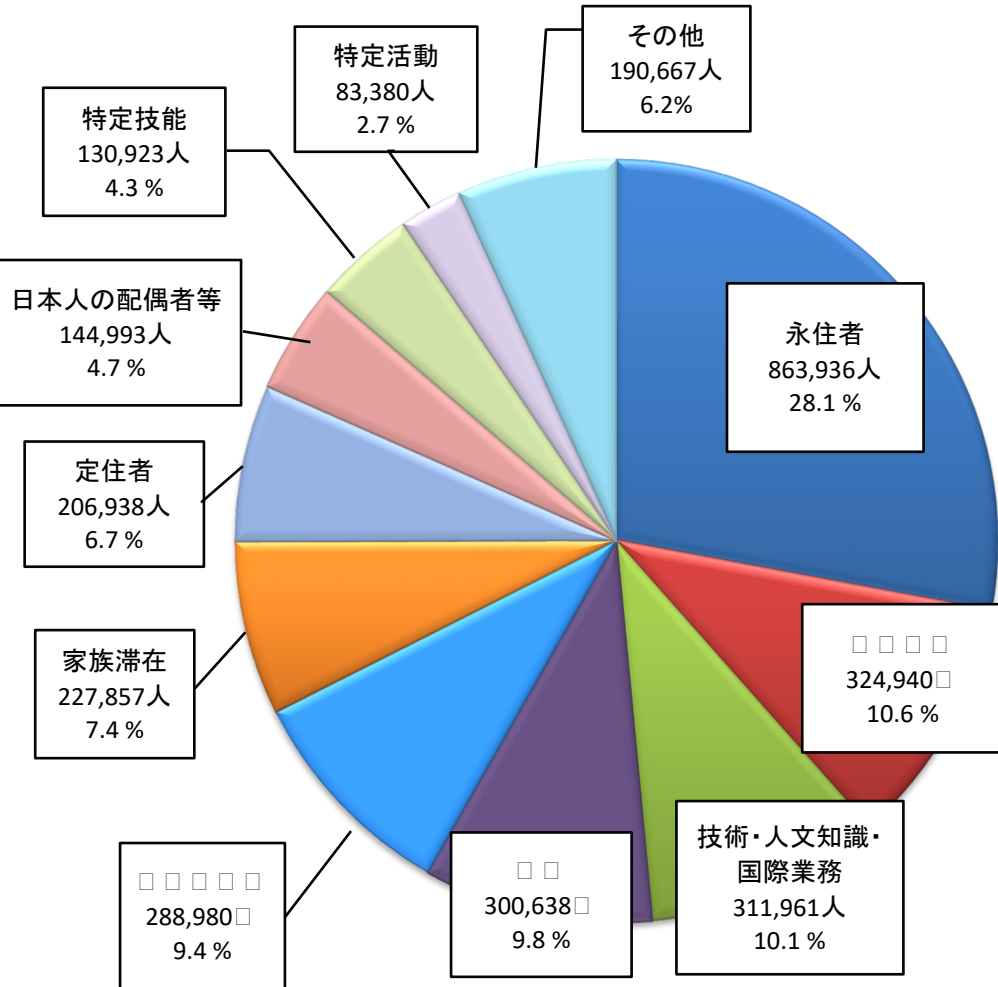
総人口に占める在留外国人の割合

在留外国人数及び外国人労働者数

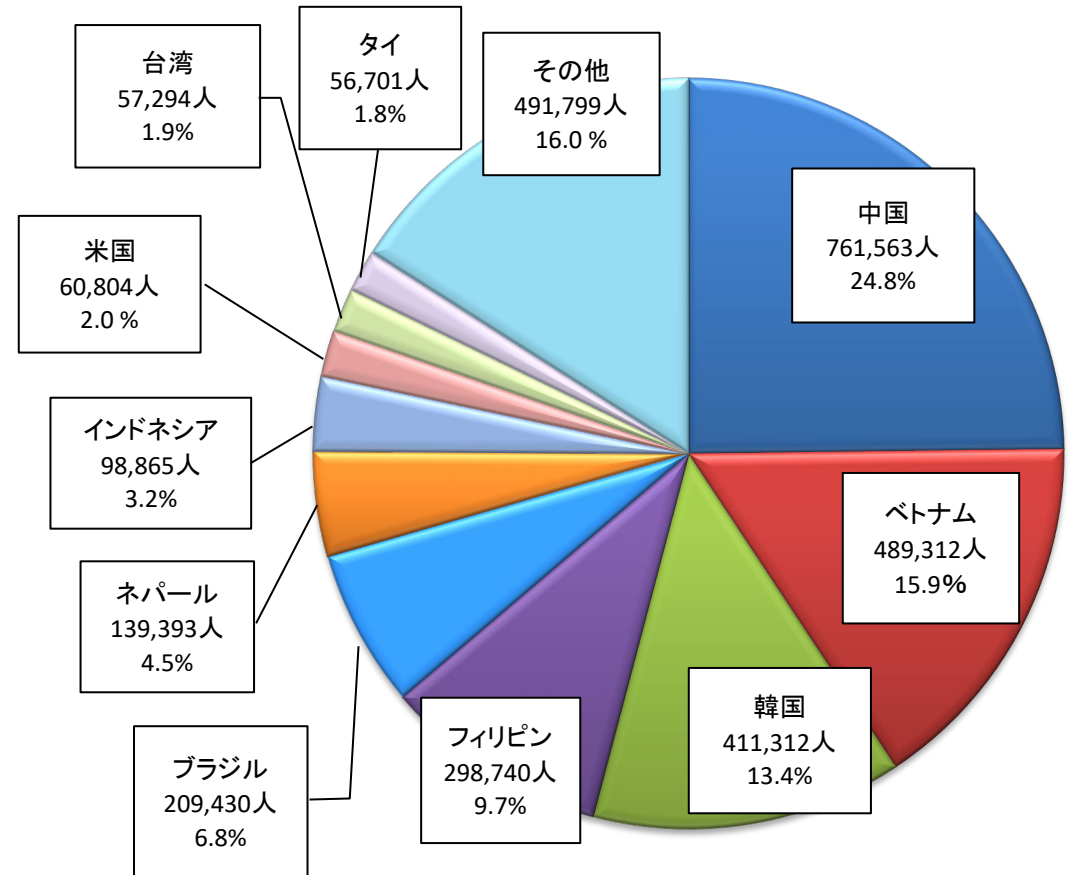
在留外国人の在留資格・国籍・地域別内訳 (令和4年12月末)

在留外国人数 (総数) 307万5,213人

在留資格別

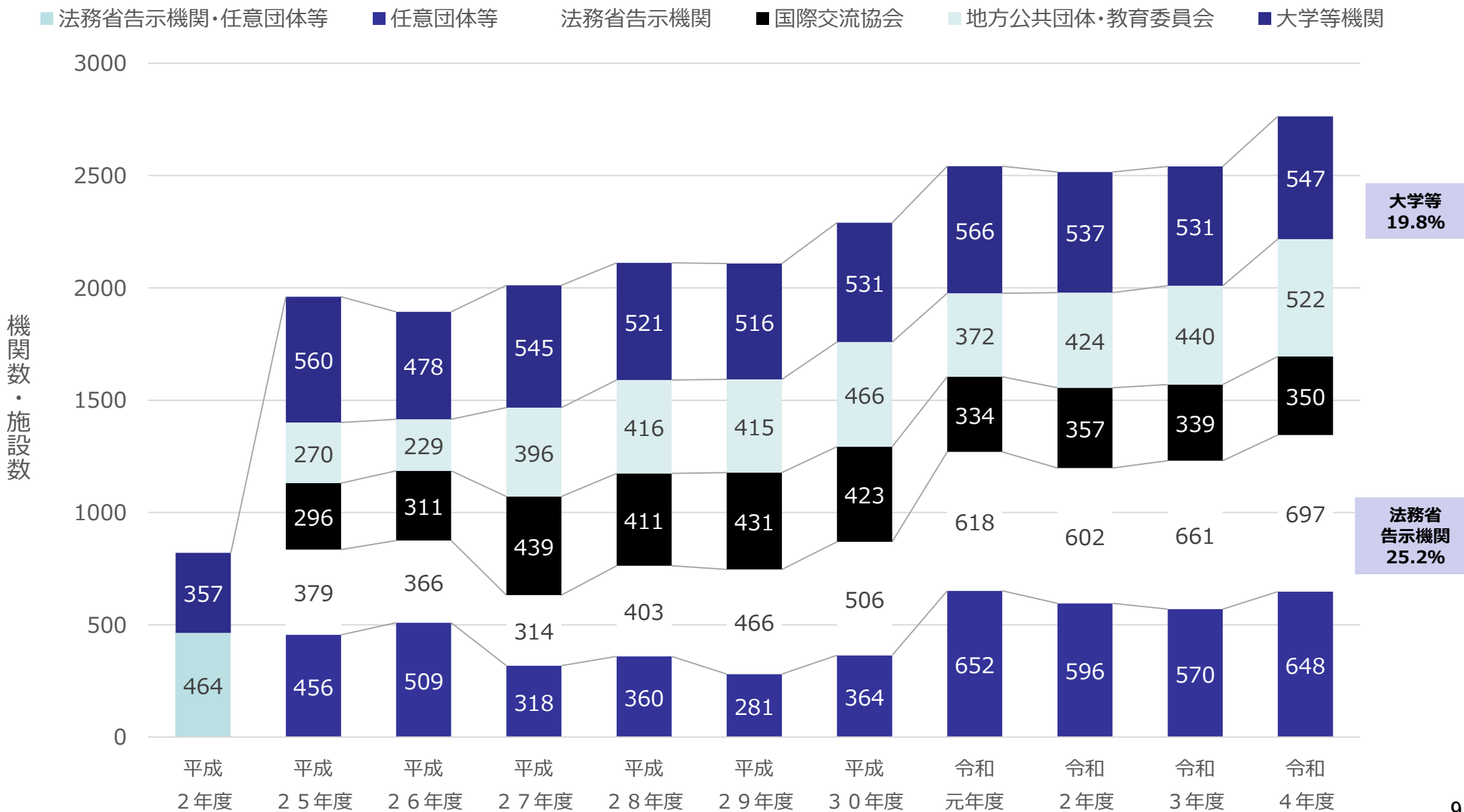


国籍・地域別



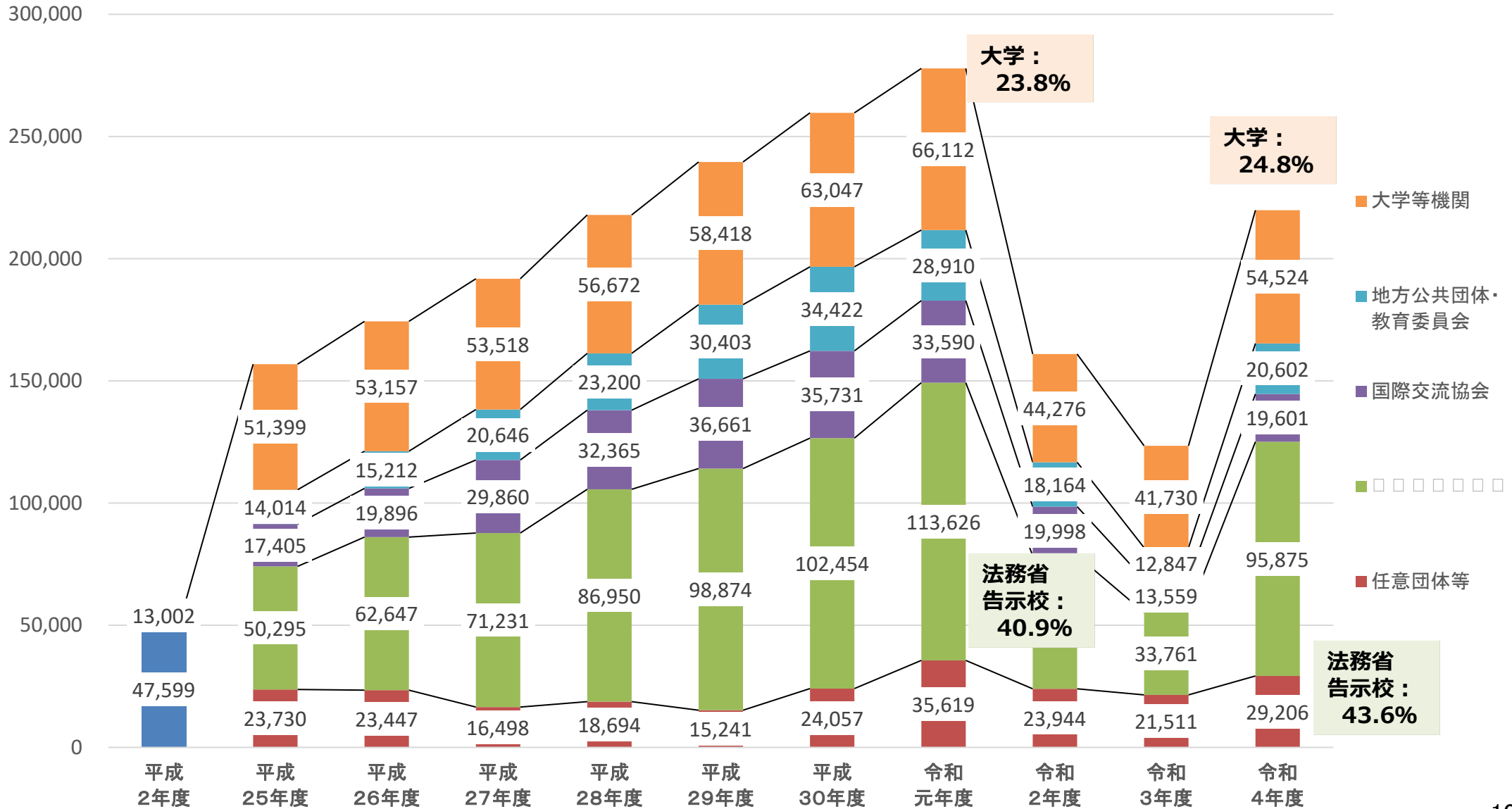
日本語教育機関・施設等数の推移

○令和4年度は、大学等19.8%、法務省告示機関25.2%、地方公共団体等18.9%、国際交流協会12.7%、任意団体等23.4%であった。



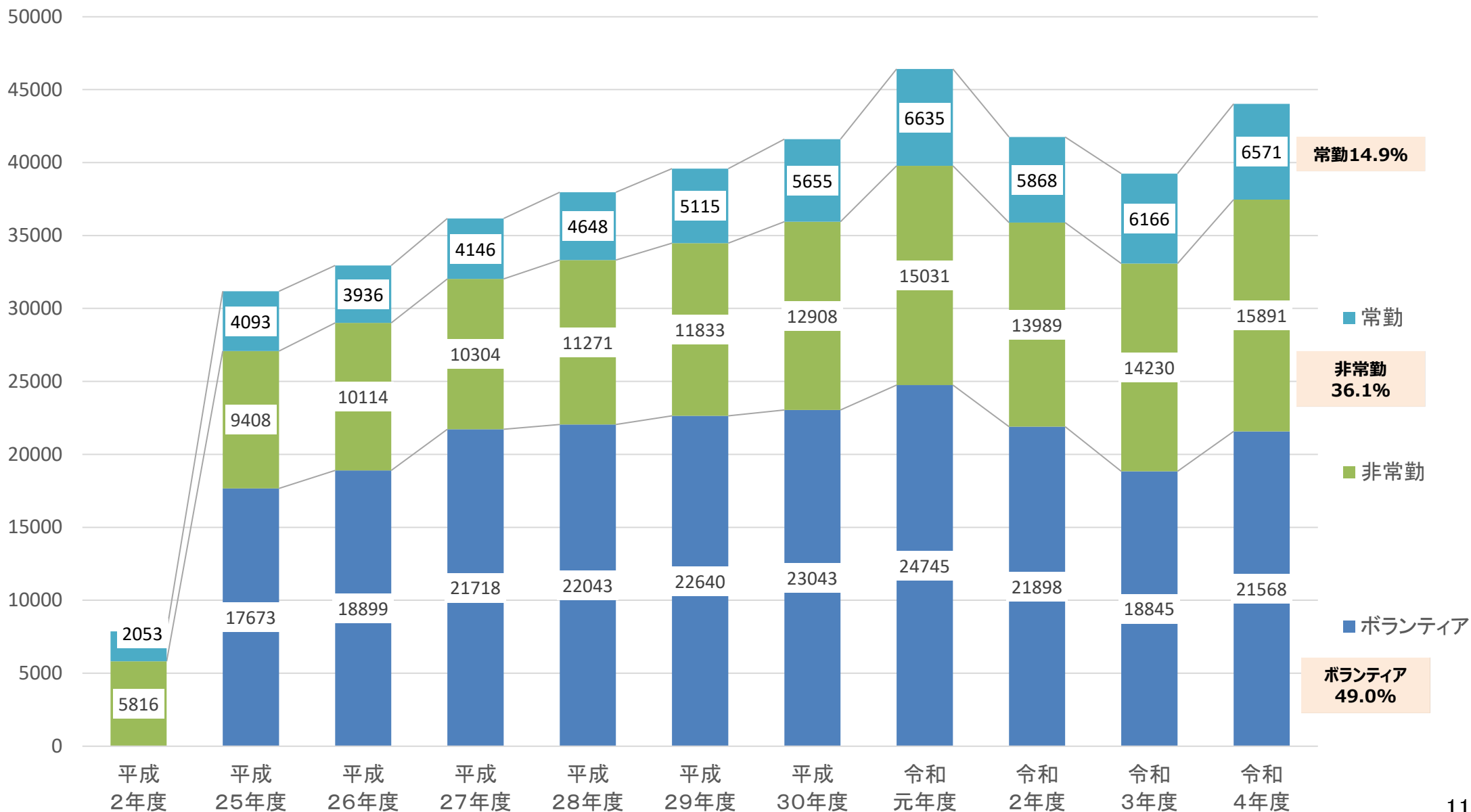
国内の日本語学習者数の推移

○令和2年度以降は新型コロナウイルス感染拡大による制限により大幅に減少していたが、令和4年度は大幅に学習者数増加。令和4年度は、大学等24.8%、法務省告示校43.6%、地方公共団体等9.4%、国際交流協会8.9%、任意団体等13.3%であった。



日本語教師数等の推移

○過去9年間に於いてボランティアによる者が全体の5割から6割で推移。
令和3年度は、ボランティア49.0%、非常勤による者36.1%、常勤による者14.9%。



日本語教育機関認定法の省令等に関する議論の経過

令和4年	5月31日	日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議（第1回）
	6月30日	日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議（第2回）
	8月3日	日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議（第3回）
	9月27日	日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議（第4回）
	10月25日	日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議（第5回）
	11月17日	日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議（第6回）
	12月13日	日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議（第7回）
令和5年	1月25日	日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議（第8回） 「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）」とりまとめ
	5月31日	文化審議会国語分科会日本語教育小委員会
	6月21日	認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループ（第1回）
	6月26日	登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループ（第1回）
	6月28日	文化審議会国語分科会日本語教育小委員会
	7月21日	認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループ（第2回）
	7月24日	登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループ（第2回）
	7月25日	文化審議会国語分科会日本語教育小委員会
	8月8日	中央教育審議会生涯学習分科会
	8月29日	認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループ（第3回）
	8月30日	登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループ（第3回）
	9月26日	文化審議会国語分科会日本語教育小委員会
	9月28日	中央教育審議会生涯学習分科会
	10月10日	登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループ（第4回）
	10月13日	認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループ（第4回）
	11月2日	登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループ（第5回）
	11月10日	認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループ（第5回）
	11月24日	文化審議会国語分科会日本語教育小委員会
	12月4日	中央教育審議会生涯学習分科会

日本語教育機関認定法施行規則（案）の概要

I. 認定日本語教育機関の認定（第1条～第13条）

- 認定の申請方法・必要書類、学則、変更・廃止の届出の方法・必要書類
- 国による情報公表事項、認定日本語教育機関による情報公表事項
- 自己点検評価の方法、第三者評価の努力義務、国への定期報告事項
- 法務大臣との協議（留学のための課程を置く日本語教育機関の認定等について協議や通知を行う等） 等

II. 認定日本語教育機関の教員の資格（第14条～第75条）

○登録日本語教育の登録等（第14条～第20条）

登録方法、登録簿の記載事項、登録証再交付の方法、登録事項の変更の届出、実践研修を修了したとみなす者 等

○日本語教員試験（第21条～第27条）

試験期日の公表、試験の実施方法、試験科目、受験手続、合格証書の交付、試験の免除要件 等

○実践研修（第28条～第32条）

実践研修の科目、受講資格、受講手続、修了証書の交付 等

○指定試験機関（第33条～第48条）

指定の申請方法・必要書類、役員選任等の認可、試験委員の要件・選任、試験事務規定の記載事項、事業計画の認可、国への報告 等

○登録実践研修機関（第49条～第65条）

登録の申請方法・必要書類、実践研修の時間数（45単位時間）、指導者の要件、研修事務規程の記載事項、国への報告 等

○登録日本語教員養成機関（第66条～第74条）

登録の申請方法・必要書類、養成課程の科目、時間数（375単位時間）、指導者の要件、養成業務規程の記載事項、国への報告 等

○研修事務規程の認可等に当たっては、あらかじめ中央教育審議会に意見を聴くものとする（第75条）

認定日本語教育機関の認定基準（案）の概要

留学のための課程を置く日本語教育機関

①総則（第1条～第3条）

②教員及び職員の体制（第4条～第10条）

- ✓ 校長（副校長）、主任教員、事務を統括する職員を置くこと
- ✓ 情報公表・評価に関する体制、組織的な研修に関する体制を置くこと
- ✓ 教員数は収容定員数20人に1人（最低3人）
- ✓ 本務等教員数は収容定員数40人に1人（原則最低2人）

※教員はすべて登録日本語教員（法第7条）

③施設及び設備（第11条～第15条）

- ✓ 校地・校舎の位置・環境が、教育上・保健衛生上適切なこと
- ✓ 校地は校舎等に必要な面積があり、原則設置者の自己所有
- ✓ 校舎は115㎡以上かつ同時に授業を受ける生徒1人当たり2.3㎡以上
- ✓ 校舎は原則設置者の自己所有
- ✓ 教室、教員室、事務室、図書室、保健室等を備えること
- ✓ 教室の面積は同時に授業を受ける生徒1人当たり1.5㎡で、机、椅子、黒板等を備えること

④日本語教育課程（第16条～第28条）

- ✓ B2以上を目標とする課程を1つ以上置くこと
- ✓ 修業期間は原則1年以上

- ✓ 授業期間は原則1年35週、授業時数は1年760単位時間
- ✓ 1週当たりの授業時数は20単位時間以上
- ✓ 授業は原則午前8:00～午後6:00の間
- ✓ 課程の目的・目標、生徒の日本語能力に応じ、適切な授業科目を体系的に開設すること
- ✓ 授業科目は、それを担当する能力のある教員により、適切な教材を用いて教授されること
- ✓ 聞く、読む、話す（やり取り）、話す（発表）、書くの5つの言語活動を行うこと
- ✓ 収容定員数は、新規の場合100人以内、1年経過するごとに1.5倍まで増加可能
- ✓ 特別の事業がない限り収容定員数を超過して生徒を入学させない
- ✓ 同時に授業を行う生徒数は原則20人以下
- ✓ 入学者募集の情報提供や、入学者の日本語能力等の確認を適切に行うこと
- ✓ 修了要件を適切に定めること

※文部科学省で「日本語教育課程編成のための指針」を策定

⑤学習上及び生活上の支援体制（第29条～第36条）

- ✓ 学習の継続が困難な生徒への支援体制を整備すること
- ✓ 出席管理体制を整備すること
- ✓ 災害等の場合に転学支援等を行う計画策定等を行うこと
- ✓ 生活指導担当者の配置や、自治体との連携体制を整備すること
- ✓ 年1回以上健康診断を行う体制を整備すること
- ✓ 生徒が我が国に適正に在留するための支援体制を整備すること

認定日本語教育機関の認定基準（案）の概要

就労のための課程・生活のための課程を置く日本語教育機関

①総則（第1条～第3条）

②教員及び職員の体制（第4条～第10条）

- ✓ 校長（副校長）、主任教員、事務を統括する職員を置くこと
- ✓ 情報公表・評価に関する体制、組織的な研修に関する体制を置くこと
- ✓ 教員数は同時に授業を受ける生徒数20人に1人（最低3人）
- ✓ 本務等教員数は同時に授業を受ける生徒数40人に1人（原則最低2人）

※教員はすべて登録日本語教員（法第7条）

③施設及び設備（第11条～第15条）

- ✓ 校地・校舎の位置・環境が、教育上・保健衛生上適切なこと
- ✓ 校地は校舎等に必要な面積があり、原則設置者の自己所有
- ✓ 校舎は115㎡以上かつ同時に授業を受ける生徒1人当たり2.3㎡以上
- ✓ 校舎は原則設置者の自己所有
- ✓ 教室、教員室、事務室、図書室、保健室等を備えること。ただし、図書室や保健室は図書館や病院等との連携で代替可能
- ✓ 教室の面積は同時に授業を受ける生徒1人当たり1.5㎡で、机、椅子、黒板等を備えること

④日本語教育課程（第16条～第28条）

- ✓ B1以上を目標とする課程を1つ以上置くこと
- ✓ 修業期間は課程の目標を勘案して適切に定めること
- ✓ 授業時数、目標に応じて定められた時間数以上とすること
- ✓ 課程の目的・目標、生徒の日本語能力に応じ、適切な授業科目を体系的に開設すること
- ✓ 授業科目は、それを担当する能力のある教員により、適切な教材を用いて教授されること
- ✓ 聞く、読む、話す（やり取り）、話す（発表）、書くの5つの言語活動を行うこと
- ✓ 個々の生徒の目的等に応じて認定された課程の一部を履修する課程を実施できる
- ✓ 収容定員数は、新規の場合100人以内、1年経過するごとに1.5倍まで増加可能
- ✓ 特別の事業がない限り収容定員数を超えて生徒を入学させない
- ✓ 同時に授業を行う生徒数は原則20人以下
- ✓ 入学者募集の情報提供を適切に行うこと
- ✓ 修了要件を適切に定めること

※文部科学省で「日本語教育課程編成のための指針」を策定

⑤学習上及び生活上の支援体制（第29条～第36条）

- ✓ 学習の継続が困難な生徒への支援体制を整備すること
- ✓ 災害等の場合に転学支援等を行う計画策定等を行うこと
- ✓ 生活上の支援体制を整備すること
- ✓ 企業や自治体との連携体制を整備すること